

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

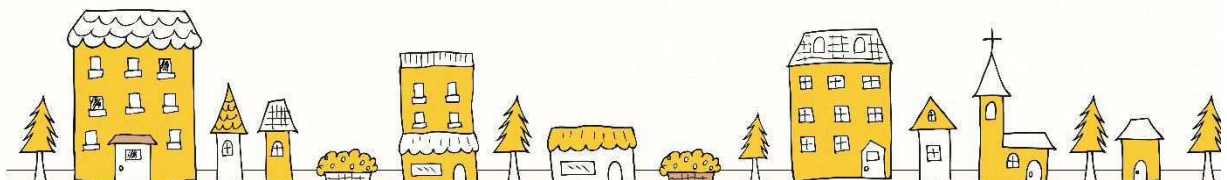
地域福祉とは、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えは、その地域に暮らす・働く・関わりがある人、団体、学校園、企業など、全ての人が主役です。

そのため、本市の第4次地域福祉計画では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることを目指し、みんなが主体的に取り組を進める計画として推進していきます。

地域福祉とは・・・

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせをつくること



2 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢，環境

わが国は，少子高齢化が進むとともに人口減少が本格化してきており，社会経済の担い手が減少し，地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。また，ICTの急速な発達，グローバル化，価値観の変化・多様化などにより，人々の暮らしや働き方，考え方が大きく変化してきています。

こうした社会構造の変化などを背景として，地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており，人々が暮らしていく上での課題は，80歳代の高齢者である親が50歳代の中老年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」，介護と育児を同時に担う「ダブルケア」，本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担う「ヤングケアラー」など，複雑化・複合化するとともに，「生きづらさ」も多様化してきています。また，介護保険制度，障がい者支援制度，子ども・子育て支援制度等，単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており，「支援の難しさ」も大きな課題と言えます。

さらに，新型コロナウイルス感染症の影響により，失業の増加，外出機会や交流の制限による諸課題への対応が求められるとともに，従来型の生活様式からの転換が迫られており，暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し，孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが，強く求められています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

地域共生社会とは，制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え，互いに支え合い，世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに築いていくことができる社会のことです。人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ，「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省では，「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年（2017年）2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて改革が進められ，平成29年（2017年）6月には，社会福祉法が一部改正されました（平成30年（2018年）4月施行）。この法改正により，地域福祉の理念に加え，地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また，地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり，福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられました。

さらに，令和2年（2020年）6月の社会福祉法の改正では，市町村が包括的な支援体制を整えるため，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

(3) 重層的支援体制整備事業の取組

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業です。支援の対象者も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民であり、属性は問わず、どのように支援体制を整えていくかは、各市区町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくこととなります。

この事業を進め、各分野の支援体制の連携が強化されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度につながるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられています。

また、日ごろ支援を行っている福祉の専門職や団体にとっては、支援者同士のネットワークが強化されることで、対象者の抱える生活課題の全てを1か所で抱え込む必要がなくなり、負担が軽減されるようになります。

本市は、令和4年度(2022年度)から重層的支援体制整備事業を本格的に進めていきます。既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、①アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、②本人や世帯を包括的に受け止め支えること、③本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、④信頼関係をもとに継続的に行われること、⑤地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念とし、実施していきます。

(4) 成年後見制度の利用促進

平成28年(2016年)5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、政府が定めた基本計画を勘案し、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

現在、国の「成年後見制度利用促進基本計画(～令和3年度(～2021年度))」の見直しの議論が、次期基本計画(令和4年度～(2022年度～))の策定に向けて専門家会議によって精力的に行われています。成年後見支援や成年後見制度利用促進に限定することなく、意思決定支援や権利侵害の回復支援、自立生活と地域社会への包容を視野に入れた権利擁護支援の理念をもとに、地域共生社会の実現にも寄与する基本計画の方向性が中間とりまとめの中で示されています。既に本市では権利擁護支援センターを先行して設置し、支援の実績を積み重ねてきていることを踏まえ、地域福祉計画の項目の中で、これまで以上に地域共生のための支援に貢献できる施策を充実させることが求められています。

(5) 再犯防止の推進

平成28年(2016年)12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。その後、令和元年(2019年)12月には、再犯防止推進計画加速化プランが策定され、再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の一つとして、地方公共団体との連携強化の推進が掲げられました。犯罪や非行を

した人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがいないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在するため、犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会の温かい見守りや安定した生活を送るための支援が必要とされています。

(6) その他国の動向等

平成 27 年（2015 年）4 月に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、地域の子ども・子育て支援の充実が図られてきていることや、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の平成 30 年（2018 年）及び令和 2 年（2020 年）の改正により、基本理念として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が明記されるとともに「心のバリアフリー」などソフト面の推進が強化されるなど、各分野において制度の整備が図られてきています。

また、本市では、「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定（令和 3 年（2021 年）1 月 1 日施行）し、全ての市民が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

(7) 策定の趣旨

本市では、平成 19 年（2007 年）3 月に地域福祉計画を策定し、5 年ごとに見直しを図りつつ計画に基づく活動や事業を展開してきました。平成 24 年（2012 年）を開始年度とする第 2 次地域福祉計画からは、地域福祉計画を「保健福祉のマスタープラン」と位置付け、芦屋市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）が策定する「地域福祉推進計画」とも連動させながら推進してきました。

これまで、相談支援の取組については、庁内関係課や関係機関との調整を行うトータルサポート機能と、保健福祉センターでは属性を問わず相談を受け付ける総合相談窓口の設置や、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、属性や分野の狭間への支援に取り組んできました。また、地域づくりに向けた取組としては、芦屋市創生総合戦略とも連動し、公民協働でのプロジェクトに取り組む「地域福祉アクションプログラム推進協議会」、地域住民との協働の基盤となる「地域発信型ネットワーク」や、企業・団体等との連携により地域課題の解決を目指す「こえる場！」において具体的な活動に取り組んでいます。

第 4 次地域福祉計画においては、第 3 次計画における取組を継承・発展させながら、本市の地域福祉をとりまく状況の変化や国の動向を踏まえ、以下の 4 つの目的をもって策定します。

- ア 第 3 次地域福祉計画の評価をもとに、継続・充実が必要な事業や課題に計画的に取り組む
- イ 地域共生社会の実現に向けて、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めていく
- ウ 重層的支援体制整備事業の実施による、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めていく
- エ 成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進について計画項目として盛り込む

第3章 計画の目指す方向

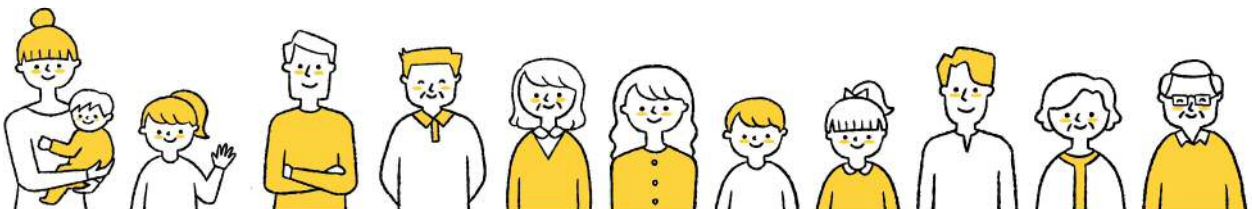
1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごととも複雑化・複合化してきています。また、社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

誰もが自分らしく心地よく暮らせる地域共生社会の実現に向け、第5次芦屋市総合計画の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」との整合を図り、本計画では、以下のように基本理念を定めます。

みんなの参加と協働により、
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力をあわせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。



2 計画の目標と体系

(1) 推進目標

計画の基本理念のもと、以下の3つを推進目標として取り組んでいきます。

【推進目標1】 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組みます。

1-1 地域福祉の推進体制を整備します。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を計画的に進めていくため、福祉の分野を超えて庁内外の多様な人が参加して地域福祉を推進する体制を整備します。

1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮、その他の各分野における制度的な支援を着実に進め、庁内外の関係機関の連携と協働による一人ひとりの困りごとに寄り添う相談支援を充実し、地域での気づきや見守りを得ながら、相談者の社会参加につながる支援体制の強化を図ります。

【推進目標2】 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所や機会をつくります。

2-1 地域福祉を広げる取組（プログラム・活動）をみんなで考え実践します。

あらゆる世代が自由に参加・交流できる地域の拠点づくりや地域活動のネットワークづくりなど、多様な人が関わり地域福祉を広げる取組を、地域住民・専門職・市職員などみんなで考え、公民協働で実践していきます。

2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

市民主体の地域活動への支援機能を充実し、身近な場所で気軽に楽しく参加できる活動や仕組みづくりを進めます。

【推進目標3】 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、本市に関わるあらゆる世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていきます。

また、多様な人たちの自由な参加を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。

既につながりのある人や広くまちづくりに関わる人、ネットワークとの連携・協働により、地域福祉とまちづくりの結びつきを強め、安全・安心なまちづくりや地域活動の活性化を図っていきます。また、地方創生の取組とも連動し、地域の力が未来へ受け継がれるよう共生の文化を広げていきます。

3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

様々な分野や世代の人たちが出会い、交流し、ともに学び合えるような場づくりを進めます。また、みんなが心地よく、安全・安心に暮らせるまちづくりを考えるために、多様な主体との協働を通じた人材育成に取り組みます。



本計画の推進にあたっては、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を持ち、各施策に取り組みます。



SDGs（エス・ディー・ジーズ） ～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

(2) 取組の方向性

推進目標に沿って主な役割を担う主体ごとに4つの方向性を定め、施策を展開していきます。

A：地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

市が中心となって

(市が担う地域福祉の体制整備と支援事業に関する計画項目)

市が、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める責任主体として、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる生活困窮者自立支援、権利擁護支援等の支援事業の機能や支援力を向上させ、多機関や庁内関係課の連携・協働を促進し、多様な人の参加と協働による地域福祉を推進するための体制を整備します。

B：公民協働による地域福祉プログラムの展開

公民がともに

(市民と専門職と市が協働する計画項目)

地域住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人が力をあわせて、身近な場所での居場所の多様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、地域活動のネットワークづくりなど、活動者や関係者の協働を進め、地域福祉の取組を広げていきます。

C：市民主体の地域福祉活動の推進

市民の活動を
社会福祉協議会・専門職が支えて

(市民主体の地域福祉活動に関する計画項目)

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、これまで市民が主体となって実践してきた活動を、社会福祉協議会の活動支援機能の強化を図りながら、さらに推進していきます。

D：地域福祉とまちづくりの融合の推進

みんな

(企業等と市民・専門職と市が協働する計画項目)

広くまちづくりに関わる企業や団体等を含め、様々な分野や世代からの参加を増やす取組を推進します。また、地域福祉活動とまちづくりの活動の結びつきを強め、社会情勢や時代とともに変化してきている地域コミュニティやつながりの再発見・創出に協働して取り組みます。

(3) 計画の体系

基本理念

みんなの参加と協働により、
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

推進目標

1 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

- 1-1 地域福祉の推進体制を整備します。
- 1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

2 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくれます。

- 2-1 地域福祉を広げる取組(プログラム・活動)をみんなで考え実践します。
- 2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

3 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

- 3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。
- 3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

取組の方向性

A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

- 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
- 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」
- 3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
- 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化
- 5 計画進行(管理)のプラットフォームの設置(庁外連携を視野に)

B 公民協働による地域福祉プログラムの展開

- 6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
- 7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり
- 8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進
- 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進
- 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

C 市民主体の地域福祉活動の推進

- 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実
- 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進
- 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実
- 14 身近な地域での福祉活動の推進
- 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

D 地域福祉とまちづくりの融合の推進

- 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
- 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
- 18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」
- 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
- 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

重層的支援体制整備事業
関連項目

(4) 施策の関連図

3つの推進目標 (I~III) と20施策 (①~⑳) の関係図

